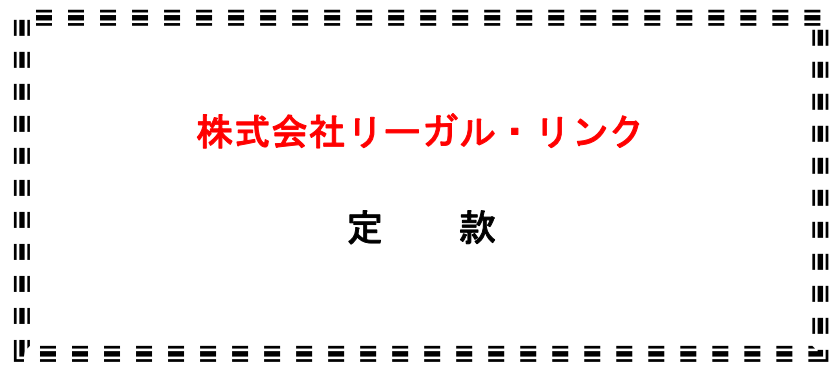




株式会社リーガル・リンク

定 款

株式会社リーガル・リンク 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社リーガル・リンクと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸、管理
2. 広告代理業
3. 飲食店の経営
4. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、60株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則22条1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 株主及び登録質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

第 3 章 株主総会

(招集及び招集権者)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より 3 日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障が

あるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 19 条 当会社には、取締役 3 名以内を置く。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第 21 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 23 条 当会社に取り締役を複数名置く場合には、株主総会により代表取締役 1 名を定め、代表取締役をもって社長とする。

- 2 当会社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

(取締役に対する報酬等)

第 24 条 取締役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附則

(法令の準拠)

第 28 条 この定款に規定にない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

上記定款は東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号有限会社リーガル・リンクの商号を変更して設立する株式会社リーガル・リンクにつき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

上記は当会社の定款に相違ありません。

平成 19 年 8 月 7 日

東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号
株式会社リーガル・リンク
代表取締役 原 田 正 誉

